

第16期 第32回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 令和2年 2月25日(火) 午後1時30分～午後2時50分

2 場所： 豊見城市役所 2階第1会議室

3 出席農業委員数： 6 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	欠席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	欠席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員
(※推進委員は出席委員数にカウントしない)

東部地区		
西部地区		

4 欠席農業委員数： 2 名

5 農業委員会事務局職員

局 長： 浜本 亨 班 長： 赤嶺 文隆(欠席)

主 査： 仲宗根 翔 主任主事： 座安 省吾

6 議事録署名委員： 當間 康由 ・ 當銘 博

7 現場調査日時： 令和2年 2月25日(火) 午後1時32分～午後2時30分

10. 会議の内容

会長	第16期豊見城市農業委員会第32回総会を開会いたします。 (午後1時30分) 開会
会長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日1日限りといたします。 本日の出席委員は8名中6名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第8番委員の當間康由委員と第2番委員の當銘博委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び仲宗根主査を指名いたします。 本日提案された議事等について、現場調査4件のほかに、農地パトロールを行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
会長	ではご異議ないようですので、ただいまより現場調査のため、一時休憩をいたします。 休憩(現場踏査) 午後1時32分 再開 午後2時30分
会長	再開します。 これより報告案件に入ります。初めに報告第198号について、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案書の2ページをお開きください。 報告第198号「農地転用後の利用状況の報告について」 7件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。 以上です。
会長	ただいまの報告第198号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 199 号について、事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 199 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」
3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 では、ただいまの報告第 199 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してよろしくお願いいたします。
ここも特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 200 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 200 号「転用許可に係る工事の完了報告について」
4 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 200 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してよろしくお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 201 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8、9 ページをお開きください。
報告第 201 号「現況証明願について」

10 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 201 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 202 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 11 ページをお開きください。

報告第 202 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」

2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

報告第 202 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 203 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 13 ページをお開きください。

報告第 203 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」

2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 203 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 204 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 15 ページをお開きください。
報告第 204 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
1 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 204 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に議案案件に移ります。初めに議案第 108 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 108 号について説明いたします。議案書の 17 ページをお開きください。
議案第 108 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
3 件の申請がございました。
整理番号 1 番につきまして、議案書の 19 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂保栄茂原 208 番につきましては、先月、2 月の総会において保留となった案件となっております。保留内容については、農地法第 3 条第 2 項 1 号の「農地の全てを効率的に耕作する」という要件に疑義があるとして保留となっております。本日お配りしております別紙資料のとおり確認がとれていますので、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと判断し、許可相当としてよいのではないかと考えております。
次に整理番号 2 番につきまして、議案書の 21 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂与那ン田原 853 番 1、同じく 853 番 2、字保栄茂後原 934 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。
整理番号 3 番につきまして、議案書の 23 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長真謝原 459 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項

の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。
以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。
議案第108号は1件ずつ審議します。それでは整理番号1番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号1番について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号1番は許可することに決定します。
では、次に整理番号2番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

8番委員

休憩でいいですか。

会長

休憩します。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時40分

会長

再開します。
では、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号2番について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可することに決定します。
では、次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
してお願いいたします。

8 番委員 休憩をお願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後 2 時 41 分
再開 午後 2 時 44 分

会長 再開します。
では、これより採決に移りたいと思います。
整理番号 3 番について農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可す
ることに異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可することに決定します。
では、次に議案第 109 号について審議します。事務局の説明をお願いいたしま
す。

事務局 それでは議案書の 25 ページをお開きください。
議案第 109 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」
1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それ
では申請案件について、ご説明します。
整理番号 1 番につきまして、31 ページをお開きください。申請のあった土地は、
田頭東り原 30 番 1、転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項
各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議案第 109 号について説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。
これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してか
ら質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では議案第 109 号について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第 109 号については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に議案第 110 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 33 ページをお開きください。

議案第 110 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

3 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。

整理番号 1 番につきまして、39 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西中原 181 番 1、転用目的は駐車場兼資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、45 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西原 41 番 4、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、52 ページをお開きください。申請のあった土地は、保栄茂東原 406 番 1、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。議案第 110 号について説明は以上です。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。議案第 110 号は 1 件ずつ審議します。それでは整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、

許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思います。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では、次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。


以上をもちまして、本日提案の議事日程を全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、ありがとうございます。


これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和2年2月25日(火)
午後2時50分終了

議事録署名委員

会長 瀬長澄子 

8番委員

菅野康由 

2番委員

高銘博 